

島根県行政書士会との「災害時における被災者支援協力に関する協定」の締結について

令和6年7月4日に、島根県行政書士会と「災害時における被災者支援協力に関する協定」を締結しました。

記

1. 協定の目的

災害時において、いち早く被災者の生活再建を図るため、本市と島根県行政書士会が連携・協力し、行政書士会による無料相談所の開設や本市への行政書士会員の派遣など、被災者支援に係るサポート体制の構築、実施に努めます。

2. 協定の締結

- (1) 協定相手 松江市内中原町14番地
島根県行政書士会 会長 野津 好正
- (2) 締結日 令和6年7月4日
- (3) 場 所 出雲市役所本庁3階 庁議室
- (4) 協定書 別添のとおり

3. 災害協定数

今回の協定により、関係機関、民間事業者などと締結している災害協定は57協定となります。

災害時における被災者支援協力に関する協定書

出雲市（以下「甲」という。）と島根県行政書士会（以下「乙」という。）は、出雲市内において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、被災者支援のための行政書士による相談業務等（以下「行政書士相談業務等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は災害時において、甲の要請に基づき、乙が実施する行政書士相談業務等について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。

（支援協力の要請）

第3条 甲は、災害時において市民（甲の地域内に避難してきた被災者を含む。）のために、行政書士相談業務等の必要が生じたとき、乙に対し協力を要請するものとする。

（支援協力の範囲）

第4条 前条の規定により乙及び乙の会員が行う行政書士相談業務は、行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による行政書士会被災者支援相談所の開設（甲は、出雲ケーブルビジョン及びひらたCATVと締結している「災害情報の実施に関する協定」に基づき、両社に相談所の開設について周知を依頼する。）
- (2) 行政書士会員による、被災者が行う各種行政手続きの代理
- (3) 自治体の受付窓口への行政書士会員の派遣
- (4) 自治体の相談窓口への行政書士会員の派遣
- (5) その他甲及び乙が必要と認める業務

（要請手続等）

第5条 第3条による要請は、災害時協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書をもって処理する。

2 乙は、甲からの要請を受理したときは、速やかに行政書士相談業務担当者を選出し、甲へ行政書士相談業務担当者名簿を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、その後速やかに文書をもって処理する。

（相談場所の広報）

第6条 甲は行政書士相談業務を実施する旨の広報を行うものとする。

（報告）

第7条 乙は、実施した行政書士相談業務の件数、対象者及び相談内容について甲から報告を求められたときは速やかに業務報告書（様式第2号）により報告するものとする。ただし、その具体的範囲は乙及び乙の会員が法令上順守すべき守秘義務に反しない事項とする。

(費用負担)

第 8 条 第 4 条の行政書士相談業務で必要となった経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙の協議により決定するものとする。

(相談者の負担)

第 9 条 第 4 条の行政書士相談業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

(損害の補償)

第 10 条 甲の要請による行政書士相談業務を行う際に、乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処するものとする。

(平時における準備)

第 11 条 甲及び乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報の交換及び担当窓口の連絡先の提供に努めるものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定が成立した日から、令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間満了日の 1 月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

本協定成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管するものとする。

令和 6 年 (2024) 7 月 4 日

甲 出雲市今市町 70 番地
出雲市
出雲市長 飯塚 俊之

乙 松江市内中原町 14 番地
島根県行政書士会
会長 野津 好正